

厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市土砂等の適正処理に関する条例（平成12年厚木市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(周知の範囲)

第3条 条例第3条第2項に規定する住民に対する周知は、当該土砂埋立区域に隣接する土地に居住する者及び所在する事業所並びに当該工事現場の車両出入口から土砂等の搬入路又はその帰路に沿って100メートル以内の間にある当該搬入路に隣接する土地に居住する者及び所在する事業所に対して行うものとする。

(許可の適用除外)

第4条 条例第4条第2項第5号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 日本下水道事業団、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
- (5) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産のたる財産の全部若しくは一部を拠出している一般財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めた者

(許可申請書)

第5条 条例第5条の規定による許可の申請は、土砂埋立行為許可申請書により行うものとする。

(許可申請書の添付図書)

第6条 条例第5条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、市長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 別表第1に掲げる図書
- (2) 土砂埋立行為後の土地利用計画図
- (3) 擁壁を設置する場合にあつては、応力計算書及び断面算定をした構造計算書

並びに算定の根拠を記載した書面

(4) 雨水に関する流量計算をした書面

(5) 土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面

(6) 土砂埋立行為に係る工事についての周知の概要を明らかにした書面

(7) 印鑑登録証明書（申請時前3箇月以内のものに限る。以下同じ。）

(8) 土砂埋立区域の土地登記簿謄本（申請時前3箇月以内のものに限る。）

(9) 事業主が法人の場合にあっては法人登記簿謄本（申請時前3箇月以内のものに限る。）、事業主が個人の場合にあっては住民票（申請時前3箇月以内のものに限る。）の写し

(10) 土地の所有者が事業主でない場合にあっては、土砂埋立行為に係る土地の所有者の同意を証する書面及び印鑑登録証明書

(11) 事業主が工事施工者でない場合にあっては、事業主と工事施工者との当該土砂埋立行為に関する契約を証する書面

(12) 土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意を証する書面

(13) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を受けた者又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは同法第5条第1項の許可を受けた者若しくは届出をした者にあっては、その旨を証する書面

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（申請書の記載事項）

第7条 条例第5条第11号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂埋立行為に係る1日の作業時間

(2) 土砂等の運搬車両台数

(3) 使用機械の種類及び台数

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（許可の基準）

第8条 条例第6条第2項に規定する規則で定める事項は、別表第2のとおりとする。

（許可等の決定）

第9条 市長は、土砂埋立行為許可申請書の提出があったときは、許可又は不許可の決定をし、土砂埋立行為許可（不許可）通知書により申請者に通知しなければならない。

（変更許可申請書）

第10条 条例第7条第2項の規定による変更の許可の申請は、土砂埋立行為変更許可申請書により行うものとする。

（変更許可申請書の添付図書）

第11条 条例第7条第2項に規定する規則で定める図書は、第6条に規定する図書のうち土砂埋立行為の変更に伴い、その内容が変更されるものとする。

（変更許可等の決定）

第12条 市長は、土砂埋立行為変更許可申請書の提出があったときは、許可又は不許可の決定をし、土砂埋立行為変更許可（不許可）通知書により申請者に通知しなければならない。

(変更届出書)

第13条 条例第7条第3項の規定による変更の届出は、土砂埋立行為変更届出書により行うものとする。

(地位の承継承認申請書)

第14条 条例第8条第2項の規定による地位の承継の承認は、土砂埋立行為許可承継承認申請書に地位の承継を証する書類を添えて、行うものとする。

(地位の承継の承認等の決定)

第15条 市長は、土砂埋立行為許可承継承認申請書の提出があったときは、承認又は不承認の決定をし、土砂埋立行為許可承継承認(不承認)通知書により申請者に通知しなければならない。

(標識に記載する事項)

第16条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立区域の位置及び区域
- (2) 土砂埋立区域の面積
- (3) 条例第4条第1項の許可年月日及び許可番号
- (4) 土砂埋立行為を行う期間
- (5) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (6) 現場責任者の氏名
- (7) 工事施工者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第10条に規定する標識は、第1号様式とする。

(着手届出書)

第17条 条例第11条の規定による着手の届出は、土砂埋立行為着手届出書により行うものとする。

(完了届出書)

第18条 条例第12条第1項の規定による完了の届出は、土砂埋立行為完了届出書に次に掲げる図書を添えて、行うものとする。

- (1) 完了図
- (2) 完了写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(身分証明証)

第19条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明証は、第2号様式とする。

(申請書等の提出部数)

第20条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及びその添付図書の部数は、市長が指定した部数とする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月19日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
位置図及び周辺の見取図	方位、土砂埋立区域の位置及び区域、道路並びに目標となる土地及び建物等(駅、停車場、公共施設、河川等)	位置図 10,000分の1以上 見取図 2,500分の1以上	土砂等の搬入路及びその帰路並びに土砂埋立区域を朱色等の判別しやすい色で明示すること。
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の平面図	方位、市町村界及び市町村名、市町村の区域内の町又は字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状、土砂埋立区域の境界線、土砂埋立行為の境界を示すくい ^{ちようはり} の位置、盛土又は擁壁のこう配及び位置並びに高さ ^{ちようはり} を示すくい等(以下「 ^{ちようはり} 丁張」という。)の位置、のり面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置並びに管理施設の位置その他災害の発生を防止するための施設の位置	500分の1以上	1 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 2 完了時と最大たい積時の形状が同一である場合は、その旨を明示し、完了時の図面を提出すること。 3 仮設の場合は、その旨を明示すること。 4 工事の進ちよくによって仮設工作物の位置等を変更する場合は、進ちよく状況に従い別葉として添付すること。
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の断面図	土砂埋立行為の高さ及びこう配、土砂埋立行為を行う前後の地盤面、盛土又は擁壁の ^{ちようはり} 丁張の位置、のり面の保護の方法、擁壁の位置、排水施設の位置並びに管理施設の位置その他災害の発生を防止するための施設の位置	縦断図 縦 200分の1以上 横 500分の1以上 横断図 200分の1以上	1 完了時と最大たい積時の形状が同一である場合は、その旨を明示し、完了時の図面を提出すること。 2 仮設の場合は、その旨を明示すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、規模、こう配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	排水を河川等へ放流する場合は、吐口の改修に伴う図面を別葉として添付すること。
排水施設の断面図	排水施設の種類、材料	50分の1以上	排水を河川等へ放流

	及び内のり寸法		する場合は、吐口の改修に伴う図面を別葉として添付すること。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及びこう配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、鉄筋の位置及び寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質及び基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水槽の位置及び寸法	50分の1以上	
土砂等の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図	施設の種類、材料、形状、寸法及びこう配	50分の1以上	立面図は、2面以上とすること。
土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の測量図	方位、土地の地番及び形状	500分の1以上	求積図を添付すること。

別表第2(第8条関係)

1 一般基準

(1) 環境保全に関する基準

ア 緑化を図るため、筋芝埋込み、吹付植生工等を行うこと。

イ 水域、樹木、地下水等の機能を阻害することがないように必要な措置を講ずること。

ウ 騒音及び振動の発生、粉じんの飛散、土砂等の流出、水質の汚濁等の防止対策を講ずること。

エ 使用機械は、排出ガス対策型の機械を用いること。

オ 土砂等の搬入時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までは、土砂等の搬入を行わないこと。

(2) 安全に関する基準

ア 保安距離は、隣地境界線から1.5メートル以上とすること。ただし、市長が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

イ 土砂埋立行為の作業時間中は、現場責任者を常駐させ、事故、災害等の防止に努めること。

ウ 土砂埋立区域内に工事関係者以外の者がみだりに立ち入ることを防止するための囲いを設け、当該囲いの構造は、風圧等により容易に転倒し、又は破壊されないものとする。

エ 工事現場の出入口は、施錠できる構造とするとともに、その車両出入口は、1箇所とし、車両等の誘導を行わせるための交通誘導員等を配置し、交通の安全を確保すること。

オ 工事現場の車両出入口付近の公道の路面清掃を行い、常に良好な路面状態を維持するとともに、公道に破損等が生じたときは、直ちに道路管理者に報告し、その指示を受けること。

カ 搬入路の選定においては、道路管理者及び所轄の警察署と協議するとともに搬入路が通学路に指定されているときは、登下校の時間帯には土砂等の搬入を行わないこと。

2 技術基準

(1) たい積

ア たい積の高さは、10メートル以下とすること。

イ たい積の高さが5メートル以上のときは、5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

ウ 厚さ30センチメートル以内ごとに土砂等に合った転圧で十分に締め固めること。

エ のり面のこう配は、30度以下とすること。

オ のり面の上端に続く小段には、そののり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう2パーセント以上のこう配をとること。

(2) 擁壁

- ア 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造^{けんち}その他の練積み造のものとする事。
- イ 擁壁の高さは、5メートルを超えないものとする事。
- ウ 擁壁の構造は、構造計算によってその安全性が確認されている事。
- エ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴が設けられ、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設ける事。
- オ 高さ2メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の基準に適合している事。
- カ 河川又は農業用排水施設と接して擁壁を設けるときは、その擁壁の根入れは、十分安全な深さのものとする事。

(3) 排水

- ア 雨水は、土砂埋立区域内で処理する事。
- イ 土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、小段及び保安距離内に必要な排水施設を設置する事。
- ウ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合している事。
- エ 排水を河川又は農業用排水施設に放流するときは、その管理者と十分に協議をし、必要に応じ、放流先の河川又は農業用排水施設を整備する事。

(4) その他

- ア のり面を擁壁で覆わないときは、そののり面は、石張り、芝張り、樹木の植栽、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対し保護する事。
- イ 土砂埋立行為に用いる土砂等は、土、砂利、岩石及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土である事。
- ウ 土砂埋立行為の設計に当たっては、この技術基準によるほか、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地防災マニュアル（平成元年7月6日建設省経民発第24号）によるものとする事。

第1号様式(第16条関係)

150 c m以上

土砂埋立行為の許可に関する標識	
土砂埋立区域の位置及び区域	厚木市
土砂埋立区域の面積	m ²
許可年月日	年 月 日
許可番号	厚木市指令 第 号
許可した者	厚木市長
変更許可年月日	年 月 日
土砂埋立行為を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可を受けた者	住所 (所在地)
	氏名 (名称及び代表者)
工事施工者	住所 (所在地)
	氏名 (名称及び代表者)
現場責任者	住所 (所在地)
	氏名 (名称及び代表者)
	緊急連絡先 () -
使用機械の種類及び台数	種類 規格
	台 / 日

100 c m以上

50 c m以上

第2号様式(第19条関係) (用紙 縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル)

(表)

第 号	
身分証明証	
写 真	所 属
	氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、厚木市土砂等の適正処理に関する条例第14条第1項の規定に基づき立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
平成 年 月 日	厚木市長 印

(裏)

厚木市土砂等の適正処理に関する条例(抜すい)

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立区域に立ち入り、当該土地又は土砂埋立行為の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。